

令和4年12月号

2022年を振り返って — 事務所の出来事編 —

早いもので今年1年が終わろうとしています。

今年も、昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症と共に過ごした1年となりましたが、穏やかに過ごせた1年だったように思います。

今月号では、この1年の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

2022.4 職員のご長男 全日本ジュニアレスリング選手権大会で優勝 日本一に

職員のご長男が、JOCジュニアオリンピックカップ全日本ジュニアレスリング選手権大会（U17グレコローマンスタイル110kg級）で優勝し、日本一になりました。

7月には、イタリアのローマで開催されたU17世界選手権に日本代表で出場しました。

小さい頃から知っているお子さんが日本一になり、感激です。

2022.10 労働保険事務組合 岐阜県労務管理センター 定期総会開催

当所に併設されている労働保険事務組合（名称：岐阜県労務管理センター）の定期総会について、開催日が、今年より6月から10月に変更となりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、書面での決議となりました。

2022.10 職員1名 出産のため休業へ

10月より、職員1名が出産のため半年間の休業に入りました。11月には、5人目となる元気なお子さんが産まれました。休業の期間は、職員で協力し合いながら、業務に取り組んでいきます。

2022.11 代表の平井が古希を迎える

11月3日、代表の平井が古希を迎えました。職員一同からは、サプライズのプレゼントとして、紫色の切子グラスとワインを贈りました。

また、お誕生日をきっかけに、趣味であるハンドパンのYouTubeチャンネルを開発されました。チャンネル名は「GAKU70 ひとりぼっちの音楽会」です。

ハンドパンとは、2000年初頭に開発されたスイス発祥の打楽器で、円形状の金属板でできており、素手で叩いて演奏します。スチールパンからの派生楽器で、幻想的な音色、癒しの楽器と言われています。

ご興味のある方は、チャンネル登録をお願い致します。

— 年賀状によるご挨拶についてのお知らせ —

弊所ではまことに勝手ながら、年賀状によるご挨拶を2024年以降控えさせていただきますこととしました。

今後とも変わらぬご厚誼を賜りますようお願い申し上げます。



☆ 今月号が今年の最終号となります。今年も1年ありがとうございました。
 当所の冬休みは、12月29日（木）～1月4日（水）となっております。
 来年も事務所職員一同、力をあわせてより一層頑張りますので、よろしく願い申し上げます。
 鉛筆子

— 人事労務に関する情報編 —

今年1年もラコン通信では人事労務に関するさまざまな情報を取上げてきました。

今月号では、今年1年間の振り返りと、来年について既に明らかとなっている改正動向をまとめてみました。

	労働・社会保険における法律改正、人事・労務を取り巻く出来事など
2022.3	健康保険法・介護保険法 （健康保険料率改定〔岐阜県 49.15/1000 から 49.1/1000 へ〕、介護保険料率改定〔9/1000 から 8.2/1000 へ変更〕。）《ラコン通信3月号》
2022.4	パワーハラスメント防止措置 中小企業も義務化 （令和2年6月1日「改正 労働施策総合推進法」が施行。中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化。①事業主の方針等の明確化および周知・啓発、②相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、③職場におけるパワハラに関する事後の迅速かつ適切な対応などが講ずべき措置となった。）《ラコン通信2月号》 改正育児・介護休業法が段階的に施行 （①男性の育児休業取得促進のための子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設、②育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け、③育児休業の分割取得、④育児休業の取得の状況の公表の義務付け、⑤有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和。 ①・③：令和4年10月1日施行、②・⑤：令和4年4月1日施行、④：令和5年4月1日施行）《ラコン通信3月号》 国民年金手帳の廃止 （4月1日以降、国民年金制度または被用者年金制度に初めて加入する方には、年金手帳ではなく、「基礎年金番号通知書」が発行される。）《ラコン通信4月号》
2022.10	最低賃金法 （岐阜県では880円から「910円」へ30円引上げ。10月1日発効。全国加重平均額31円の引上げは、過去最大。）《ラコン通信8・9月号》 パート・アルバイトへの社会保険適用 段階的に拡大 （2022年10月から対象企業：従業員数101人～500人の企業で働くパート・アルバイトが新たに適用となった。2024年10月からは対象企業：従業員数51人～100人の企業で働くパート・アルバイトが新たに適用となる。従業員数のカウント方法は、現在の厚生年金保険の適用対象者。）《ラコン通信6月号》 雇用保険料率が変更 （令和4年度の雇用保険料率は、年度の途中である10月1日から、労働者負担・事業主負担ともに変更。労働者負担〔一般の事業 3/1000 から 5/1000 へ〕、〔建設の事業 4/1000 から 6/1000 へ変更〕。）《ラコン通信5・9・11月号》
2023.4	中小企業 月60時間を超える時間外労働 割増賃金率が引き上げ （2023年4月から、中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%に引き上げられる。大企業は2010年4月から適用。） 雇用保険料率が変更予定 （2023年4月から、労働者負担・事業主負担ともに変更となる予定。労働者負担〔一般の事業 5/1000 から 6/1000 へ〕、〔建設の事業 6/1000 から 7/1000 へ変更〕。）